

RTデザインラボ利用規約

本利用規約はRTデザインラボが受託するCAE解析、強度計算、コンサルティング等すべての業務(以下「業務」という)を実施するために必要な委託者とRTデザインラボとの間の基本的な合意事項を定めるものです。

第1条(秘密保持)

- RTデザインラボは、委託者から開示された情報、資料および業務の結果、その他業務遂行にあたって知り得た委託者の情報であって秘密である旨を明示されたもの(以下総称して「秘密情報」という)について、委託者の書面による同意なしに、これらを第三者に開示、漏洩並びに業務遂行以外に使用しません。但し、次の各号のいずれかに該当する情報を除きます。
 - 委託者から開示の際すでに公知であったもの、または委託者からの開示後RTデザインラボの責に帰しえない理由により公知となったもの。
 - 委託者から開示される前に保有していたもの。
 - 委託者から開示された後に第三者から正当に開示された同内容の情報であって、かつ、当該第三者に対する秘密保持義務を負わないもの。
- 前項の規定にかかわらず、RTデザインラボが受託する業務を全部もしくは一部を第三者に再委託するときには、委託者の事前の承認を得てRTデザインラボは秘密情報を再委託先に開示することができます。但し、再委託先にはRTデザインラボが前号の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させます。
- 本条の各規程は報告書提出後2年間経過するまで有効とします。但し、別途秘密保持契約(NDA)が締結されたときはそれに従います。

第2条(終了後の措置)

- RTデザインラボは業務遂行後速やかに、提供された試料、または返還を条件に提供された紙媒体の資料、写真、機材などを委託者に返還します。

第3条(結果の利用など)

- 委託者がRTデザインラボの業務の結果を利用することにより生じた損害については、RTデザインラボは一切責任を負いません。
- 委託者はRTデザインラボに対し、RTデザインラボの業務の結果について一切の契約不適合責任(民法562条、559条)を負わないものとします。
- RTデザインラボの業務の方法もしくは報告の内容に、明らかにRTデザインラボの責に帰すべき事由による手落ちもしくは誤りがあった場合は、検収後6か月以内であれば、RTデザインラボは委託者と協議の上、委託者から支払われた委託料総額を限度として委託者に支払います。これ以

外の責を負いません。

- RTデザインラボは業務の結果が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証しません。

第4条(支払い)

- 委託料の支払いは、検収翌月末までにRTデザインラボの指定する銀行口座への振込によるものとします。
- RTデザインラボが前項の支払いを確認できなかった場合、支払期日の翌日から支払い完了日の前日までの期間について、その支払金額に対し年14.6%の割合の遅延利息を付して請求することができます。

第5条(準拠法・裁判管轄)

- 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
- 本サービスに関して紛争が生じた場合には、RTデザインラボ所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

第6条(不可抗力)

- 天災地変、RTデザインラボの責に帰することのできない事由、代表者の体調不良により業務の遂行が困難になった場合は、違約金の支払いなく契約を解除することができるものとします。

第7条(協議事項)

- 本規約に定めない事項及び本規約各事項の解釈に疑義が生じた場合には、その都度両者の信義誠実の原則に従った協議によって解決します。

以上